

## 田辺連鎖部と懇談会

# 「基本要綱」大中に後退か

自立権・専命いまた検討され可

湖東會長 小林副會長  
中屋副會長 大西副會長  
土田副會長 石龜總務部長  
池田組織部長 小西法對策部長  
岩本東京青稅會長 稲垣神奈川  
青稅代表幹事 石井広報部長  
川崎広報副部長

田村道（四名）  
山本会長、織本担当副会長  
四元専務理事、春好法対委員長

出席者



我々全青税と日税連幹部との懇談会が去る十月二十一日東京新宿のパークホテルで開かれた。税理士法改正運動に対して、日税連がどのような姿勢で、政府側等と折衝しているのだろうか、我々の悲願である「基本要綱」は、はたして堅持されているのだろうか。我々全青税の面々は、二時間弱の短い時間に追われながら、不安を率直にぶつけたのだが、かゆい所に手が届かず、ジリジリした気持になつた。

全國書院連

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
連問本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(356)2916  
発行人 湖東京至  
会長 編集人 石井吉夫  
広報部長

山本 平素会務の運営に対し、何かと御協力を賜り、ありがとうございます。本日は別に論議の席ではありませんので、ものやわらかに、お互いの意のあるところを充分つくして御了解を願いたい。  
青税 会長の湖東です。全国から來た会員を紹介します。その前にクレッカー先生の講演に際しましては御援助いただきありがとうございました。  
山本 こちらは、私と、織本副会长長、四元専務理事、春好法対委員長の四名です。  
青税 本日は総括分科会の行われた後ですので、税理士法改正問題を中心に、一応経過説明をお願いし、その後で質問をしたい。  
山本 委員の全部がそろっていなし、適格な資料も持っていないので、単なる話になりますけど……。  
青税 二と三質問します。「基本要綱」が、私どもの印象では、実質的にねじまげられているようと思う。特に「税理士界六九一号」源流欄に書かれている如く、又一般東京で行われた東京会との懇談会の席上で、織本副会长の云われた「本墨打は無理だから、せいぜい二星ベースをとろう」という話もあつたくらいだ。本日は、「基

**織本** 今度の運動で「基本要綱」をゆがめるのではないかということ声があるしかし私達は「基本要綱」と要望書に基づいて政府側に対し運動を進めているし、これからもそうしたい。ただ現実は「基本要綱」のすべてを貫ぬくということについては危惧の念をもたざるを得ない。やはり相手のことなので弾力的な態度が必要だ。弁護士会、会計士会、政府等の考え方も勿論あることだし……。今度の改正については、まだ政府の考え方方は出ていないが、昭和三八年の税調答申があることと、三九と四〇年にかけての政府原案の考え方がある。昭和四七年に横山議員の質問に佐藤内閣が答えていたり、今年になつても、大蔵委員会での横山質問に対し「従来の考え方は変えていない」と主税局長が答弁している。又その席上で、「現在税理士会と正式な机に着いて話合をして「基本要綱」すべてというふうでは問題があるだろう。しかし「基本要綱」は腹にすえて運動を進めていく。現在も「基本要綱」を確かめたい。

について詳細に要望している。ま

だ二・三を残しているが、全部を要望し終ったところで政府側の考え方が出てくる。まだどういう考

え方がわからないが、その段階で考え方方に開きがあれば要望を続けるし、各政党にも根廻しを進めて

いる。政府案が出来る前の段階においても色々折衝していく考

え方がある。「基本要綱」全部についてある。「基本要綱」には、なかなかむづかしい。基本的には、「基本要綱」に従っていく

が……。

### 「基本要綱」の手直しは

ありうる

織本 「基本要綱」 자체、基本と

青税 「基本要綱」を手直しするのか。

青税 いう文言を付けざるを得なかつた。基本的な考え方について書いた訳で、まだ討議すべきものがあつたのだ。従って条文になる形にすべてかなっているとは限らない

青税 「基本要綱」は、基本的に重視していくといふことは判つた。

青税 「基本要綱」等によれば、各

る。例えは試験制度について「基

本要綱」から離れたところで可成りの時間を掛けて討論が行われて

いるのではないか。

春好 「基本要綱」には、特試廢止後に一般試験を検討するんだと書かれている。しかば何故、現在

税対委員会で審議するのかと云えれば、今後政府折衝の段階で、当然

この問題は出てくるだろう。それに対し、無策という訳にはいかないで検討しているのだ。

青税 対外折衝の為に検討しているのですね。特試を廢止する運動が前面に出でこなければならぬ筈だ。特試廢止の運動を、とりあえず進めるることは間違いないのか。

春好 間違いない。

青税 運動の進め方の中で、具体的に、キヤンペーンを張るとか、何か捉えていくという経過はないのか。

春好 試験制度の方向転換だけを検討している。

青税 労組や政府との折衝において、特試廢止の運動はどの様にす

るのか。それとも特試廢止はもう決ったのか。

春好 政府に向つて特試廢止を要

と話合つていて、かみ合わないこ

とは確かだ。皆んなが納得出来る様に、どこに接点を見出すかだと

思う。政府の考え方方が出てきてから、詰めなければならない。

青税 特試廢止は重要な問題だ。私どもが政府、労組と話し合い、独自の運動を開いたとしたら、どう思うか。

四元 日税連の改正運動の大半が特試廢止の運動である。

青税 大阪でやっている特試違憲訴訟の原告団との詰合いを一回もやっていないのか。

四元 やっていない。やろうと考えていない。むしろこの訴訟の為に、結論が出るまで税理士法改正のテーブルに着くのを待とうといふ意見さえも政府側にあり、弱つた面もあるのだ。

最近のホットニュースだが、特試存続について税務職員が、税務調査の際、税理士相手にキヤンペーンをやつていて、殆んどの税理士が「特試存続で結構です」と云つてゐるそうだ。その場に迎合して、開いた口がふきがらない。

青税 特試存続の問題は、税理士法改正の色々な面に影響していく

ことによって、外部にどんどん日税連の考え方があつて、開いた事が、実

じまつてゐる。こうした印刷物によることによって、外部にどんどん日税連の考え方があつて、開いた事が、実

じまつてゐる。こうした事は、実

はおそろしいのだ。税理士に対し納税者がどう思つてゐるかであり

政府や労組がどう思つてゐるかで、基本的な立場で納税者を守る

### 納税者無視の法改正

全員が一般試験を受けると云えば非常な抵抗があり、政府の了解の下では改正出来ない。特試廢止

といつても色々ありけりで、完全な一般試験のみと主張していくならば、お詫にならない。実務経験をどういう形で認めるかだと考へる。

青税 先程の税務職員による調査中における一問一答などは、職権を利用しており聞き置けない。日税連で差し止めをしてもらわなければならぬ。

青税 改正運動について、機関紙や会談を通じて、色々聞かせてもられる様になったことは大変ありがたい事だ。織本副会長の考え方をうかがうと、表現としては判つたが、具体的には、基本要綱のてに、はの変更にとどまらず内容も變つてしまふということになり、

とりようによつては方向転換ともこれ。『税理士界六九〇号』の記事等で、考え方を明らかにしてしまつてゐる。こうした印刷物によることによって、外部にどんどん日税連の考え方があつて、開いた事が、実

じまつてゐる。こうした事は、実

だ。既成事実をどんどん作り上げ結果的には、内容をもえていくことになつてしまつた。

四元 基本的な問題と現象的な問題がいつしょになつてしまつた。

青税 それは、我々が決めることが、本当に心配だ。

四元 基本的な問題と現象的な問題がいつしょになつてしまつた。

青税 先程の税務職員による調査

中における一問一答などは、職権を利用しており聞き置けない。日税連で差し止めをしてもらわなければならぬ。

青税 答弁は無質だらけ

四元 基本的には日本国民全員が一般試験を受けてもらうのだといふことだ。ただ実務経験を尊重するならば科目免除をどうするかといふことがポイントだ。

青税 それは、我々が決めることがではないでしょう。

青税 それと、専門委員会を出して

と話し合をしてきたが、国税労組も機関決定をしよつて出てきていたのだし、感触を得る形で接触して

てきた。そこで専門委員会を出して

とことん話し合をしようといふことであつた様だが、それを総括分

科会で認めようなどとは云つてない。

青税 そんなことを云つてゐるの

## 全 国 青 稅 連 組

ではない。もつともつと基本的な態度について申し上げているのだ。

専門委員を出して、土俵に上ってしまって、こういう議論をすることは是非が問題ではないか。

織本 試験制度については、これから問題なのだ。

青税 しかしこうしたことを積み上げていったのは押し切られる可能性がある。基本的な態度で一步も二歩も受け入れてしまつていい。試験制度は、すべてに影響してくる。良識ある弁護士は、「現在の様な、レベルの低い税理士を生み出す特試があるから税務出廷陳述権を認めていないのだ。もし特試が廢止され税理士の質が向上されれば出廷陳述権は認めて良い」と云っているのだ。

織本 試験制度については今後の問題だ。

青税 そういうことがあったと問題が明確にしたままだから、それによって縛られることはない。

青税 特試の廢止から別の制度が出来るということが、受験生の間で広まっているとしたら、執行部は、相当の責任を負わなければならぬ。前回も試験制度が出来たことで改正がつぶれた経験もあることだ。特試廢止についてキヤンペーンを張るべきではない。

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 そのままにしておいたのでは試験制度は、手直し出来ないという考え方があった。

青税 仮に試験日をとっても、月末の忙しい時期に行われ、受験生には不利にならざるを得ない。執行部が、いくら考えているよ考へいるよと云つても、この様な現象は基本的な立場が軟弱である為ではないかと思われるを得ない。

四元 そういうところで基本的姿勢を云々されは困る。試験日は学者先生の夏休みに採点したいと要求から決められた事でありしかも可成前から日程が決るので実害はないと思う。

山本 特試については、国税労組も廢止しようという意見である。そこで既得権をどうしてもらえるのかと云つているのだ。我々としては、「基本要綱」を突っ張つて、何年かかってもよいと云うのが、何ともある程度の経過措置を設けて認めて行こうとするかを決定して交渉を進めている。

青税 そういうことではない。昨年二月七日の総決起大会の時も、全青税は、やることの是非について意見を申し上げた。日税連が、「基本要綱」が出来てから今まで腰を入れて運動をしてきた暁の議論かということを申し上げたい。

青税 全力をつくした後に選択を求める議論かということを申し上げたい。

青税 本腰を入れて運動をしてきた暁の議論かということを申し上げたい。

青税 国民的立場に立つて運動をしないと駄目だ。頭から法律は妥協の産物だという考え方では、改正は難しいのではないか。

青税 反省は、春好先生個人的にも利害関係団体が多い。特に政府との利害関係は大きい。租税行政を害しないという前提がなければ、政府が同意しない。政府が同意しなければ自民党は同意しない。それを犯しては改正は出来ないことになる。現実に立脚した理論や方法でなければならない。

青税 交渉は妥協点をさぐる為のものではなく、腹のきぐり合いだと理解してもらいたい。

青税 会計監査と係り合いをもつてゐるのではないか。その辺が実務的にどの様に動いているのか。

青税 あとは政府段階、国会段階があるが、まあ色々な手がありますからね。

青税 こちらから変なアプローチをしないで欲しいですね。

青税 執行部が先走つて決めるところを確認している。

青税 それは倫理の問題ですよ。それは、いいかげんな話ではありませんか。

青税 これは、いいかげんな話ではありませんか。

青税 そこには縛られない。どちらかが本筋だと考えている。

青税 従わなければならぬ。デモとか決起でまとまるものではない。話を合ひが本筋だと考えている。

青税 あの問題では、私もおこった。「こまるじゃないか」とね。

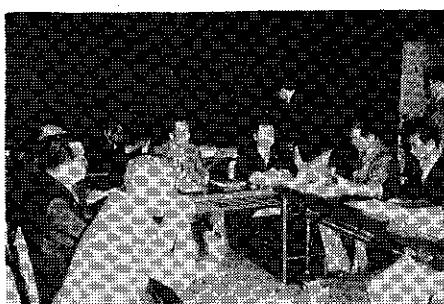
青税 そうしたら両方が機関決定をしよつて、ただ話をしたんで、両方ともこれには縛られない。ということを確認している。

青税 それは倫理の問題ですよ。それは、いいかげんな話ではありませんか。

青税 カミシモを脱いで真意を話し合おうじゃないかと、やつていわけだ。

青税 我々は信頼していたが、最近になって、こういう問題が出てきたのでは危惧の念を持たざるを得ない。

青税 我々は信頼していたが、最近になって、こういう問題が出てきたのでは危惧の念を持たざるを得ない。



## 会長の認識薄弱

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

織本 試験制度については、これまでの問題なのだ。

青税 しかしこうしたことを積み上げていったのは押し切られる可能性がある。基本的な態度で一步も二歩も受け入れてしまつていい。試験制度は、すべてに影響してくる。良識ある弁護士は、「現在の様な、レベルの低い税理士を生み出す特試があるから税務出廷陳述権を認めていないのだ。もし特試が廢止され税理士の質が向上されれば出廷陳述権は認めて良い」と云っているのだ。

織本 試験制度については今後の問題だ。

青税 そういうことがあったと問題が明確にしたままだから、それによって縛られることはない。

織本 試験制度については今後の問題だ。

青税 そういうことがあったと問題が明確にしたままだから、それによって縛られることはない。

織本 試験制度については今後の問題だ。

青税 そういうことがあったと問題が明確にしたままだから、それによって縛られることはない。

織本 試験制度については今後の問題だ。

青税 そういうことがあったと問題が明確にしたままだから、それによって縛られることはない。

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

織本 試験制度については、これまでの問題なのだ。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくことは、この是非が問題ではないか。

青税 しかし、この問題を申し上げて、こういう議論をすることは、この是非が問題ではないか。

**青税** 試験制度はこれくらいにして、次に小規模問題も心配している一つです。この問題を総括分科会でとり上げなくてはならないと、いうきっかけは何であったのか。すなわち小規模問題を各単位会に戻して検討されたいという命令を出したいたいきさつである。

**春好** 小規模問題は、前執行部から引継ぎ事項であつた訳だ。業務制限としての問題だ。

**四元** 各単位税理士会々長に出しているが、前提として、税理士法改正に盛り込むという考えはない。派遣規則にしても、税理士法が抜本的改正が行われるまでの臨時的なものなのだ。この問題は、交渉の段階で、政府側からチラリチラリと出てきている。現在の様な薄謝で、狩り出しするのでは申し訳ない。よって予算を多く計上して小企業対策によろこんで当つてもらえる様にしたい。ところどころでむこうの好意なのだからこちらで何も怒ることはない。

士法にも影響するので時間をかけて、単位会に流して欲しいと、我々全青税も要望書を出した。ところが執行部に決め手がなかつたために抱らず、総時総会で決め、更に七月に至つて改正税理士法にいかに盛り込むべきか考究されたいなどというものが出てくると、本当に心配だ、今後の運動とどう関係していくか答弁願いたい。

山本 経過を説明すれば、顧問税理士問題には、商工会も商工会議所も閉口したわけだ。そこで専門相談員を新たに設け任意に一本釣りにしようとしてきた。一本釣りを広く止めることができたといふことで効果大であった。本来民法の契約の自由を阻害するものであるが、公益的なものであるから、やむなくやつた。なるべく早い機会になに廢止したい。

ことが巨大会計事務所化していると  
いうのであれば、とんでもないこ  
とだ。「基本要綱」の中に、斡旋  
禁止の規定があるので、それが立  
法化されるなら、小企業対策につ  
いて税理士会は知らんよといふこ  
となる。そこで税理士会が知ら  
んよという態度をとつていいかど  
うかということだ。知らんよといふこ  
とになった場合、商工会等に税理士業務  
を認めやせんかといふ問題が出て  
くるだろうから、その辺をどうす  
るかということだ。

ているのだ。そうであれば、そこにはわざわざつけてやつて立法化などというからおかしくなってしまうのだ。実体は、政府を最大に利用して法人会をどの様に指導育成していくかと考えているし、申告書も特別のものを使い、税理士業界に近い事もやっているのだ。そういうことをどう感じているのだ。**四元** 東京税理士会のことですが、その他の出席表を付けて提出が、他の出席者を知らない。云われることと違った方向に進んでいる様に思う。「派遣規則」を決め、そして法改正に入れると、税理士法自体ザル法化するという危険がある。当局が税理士会を無視して法人会等に向いてやつてきた場合、どうして対抗するのか。法改正に入れてしまえば合法なのだから何の主張も出来なくなるので恐ろしいと云つてゐるのだ。「基本要綱」の全くの方向転換である。国税当局が法人会を全面的に支援するという文書も出しているが、これについてどう考へておられるか。

とすれば、憂々しき」とだ。私も補正しなければならない。補正案が出来ていて、単位会長に検討せよとしたのではなかろうか。そこで、それを法文化した場合、小企業対策にソップを向くんですかとの質問にどう答えるべきかということだ。

**青税** それでは、「基本要綱」を補正しなければならない。補正案が出来ていて、単位会長に検討せよとしたのではなかろうか。

**四元** 飲みに行くか、行かないか検討しなさいと云っているのだ。どこへ飲みに行くかとは云つていない。

**青税** 小企業対策委員会では、すでに原案を出して飲みに行く先まで決めているのではないか。

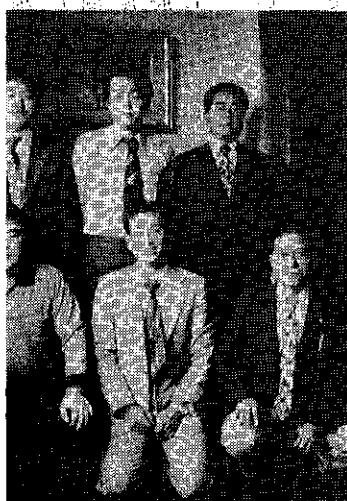
**四元** 委員会がやったことまで知らない。小企業対策委員会も一生懸命やっている様だし、あまり先走りしないでもらいたい。仲々良い線を出しているようだ。

**山本** 小企業問題は、税理士会で一番困った問題だ。個人的には、一元化構想が実現すれば解決すると考えている。

**三本柱は後まわし**



# 各地で青税続々うぶ声!!



東北に森の都仙台にいよいよ青年税理士クラブが生  
まれることになった。  
去る十一月二日、仙台市郊外秋保温泉岩屋ホテルにおいて仙台青年税理士クラブの結成準備会が開催された。  
世話を代表の三浦二郎君からあかじめ連盟本部に連絡があり、当日は東京から湖東会長、盛岡から西川副会長が出席し、了結準備のため綿密な検討を行つた。仙台からは三浦君をはじめ五名の発起人が参加し、十二月上旬創立総会を持てるよう活動を開始することになった。  
当面会員十五名ほどを目標にし、仙台市内ばかりでなく宮城県全域に呼びかけ、年令も精神的青年層を対象とし、おおむね五十才までの人に呼びかけていく。  
発起人のメンバーの意向としてはクラブの活動は月例会を中心に会員の懇親を深め、税理士の将来を明るくしていくよう真剣に語り合う会合にしていきたいという。  
当日は業務のあり方やコンピューター談議に花が咲き、夜未まで口から泡を飛ばし、なごやかなうちに創立総会の成功を誓い合つて散会した。

い、早いうちに正式に発会することに大勢の意見が一致した。  
このあと、すきやきを喰べながら、大いに飲み、将来の税理士像について語り合い散会した。  
これで仙台、千葉、盛岡の各地にクラブが正式に発足する見込みとなり、  
残された他の地域でも早急にとり組まれるよう組織部では大いに期待し、また努力をする。

全国青税は十周年を来年に控え組織の拡大に全力をあげているが、その一つとして今まで個人会員として登録されていた岩手県の会員を単位青税にしようという方向が打ちだされた。

去る十月二十五日、西川広全青税副会长を中心にして盛岡の個人会員七名が、盛岡共済ビルにてそのための準備会をもつた。

当日は湖東会長も出席し、この際会員を大幅に増やすためにも一つの単位青税として活動していくという方針で具体的には十一月中旬に一度全員に呼びかけて討議を行ない、早いうちに正式に発会することに大勢の意見が一致した。

次に組織の作り方について討論が為され、千葉県には東京税理士会と東京地方税理士会がある為に、難しい面があるが、その辺のところを充分考慮に入れ、当面千葉市、松戸市、市川市、その他の地区の四つに区分し、それぞれ会員の獲得と、青税思想の普及に努めることになった。

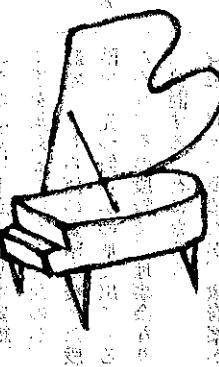
今後毎月一回準備会を開き、来年春の設立を目指し努力することを全員で確認した。尚次回の準備会は、十一月四日の予定である。

去る十月五日千葉青年税理士クラブの設立準備会が千葉県習志野市の三谷事務所で開かれた。

## 仙台青税誕生!!

## 盛岡青税いよいよ結成

千葉青税もゴ



編 著 圖 題

主張

昭和四十七年四月の「税理士法改正に関する基本要綱」、昭和四十八年六月の「税理士法改正要望書」と法改正に関する日税連の基本路線が策定されて四年有余の才月が経過しようとしている。少なくとももこれまでには「基本要綱」

我々としても素直にこれを評価しなければならないとしても、現在進行中の作業の内容、運動の方向が、そこが実は問題である。

のであり、「基本要綱」の路線から全く逸脱した作業と断じざるを得ない。日税連執行部では、これら一連の動きは単に交渉相手の腹を探り、改正作業の資料集収の一助とするに止まるものに過ぎないと主張するが、果してそうなのか。

去る十月二十一日、新宿バークホテルに於いて、日税連幹部（出席者、山本会長、織本担当副会

に「法改正の焦点は特試廃止であつてこれが大前提」と断じてゐる。この点に関する限り、何らの異論をさしはさむ余地はない筈である。

想えば、「基本要綱」から「改正要望書」に至る一連の動きは、云わば我々の永年の悲願を込めて策定された、貴重な基本路線である。前記の日税連幹部の意見をそのままストレートに容認出来れば

に過ぎないと云われても「ああ、  
そうですか」とは云えないのであ  
る。  
「基本要綱」があくまで基本路  
線であると幾ら云われても、現在  
の改正作業の進捗状況を見る限り  
「基本要綱」が段々と次の手の  
届かぬ処へ押しやられてゐる事実  
を感じない訳には行かない。  
税理士法改正もいともより各種  
利害関係団体があることであり、

# 税理士法改正

衆知のこところである。そして更に日税連、あるいは各単位会執行に於いては、その下部組織部である支部等との懇談会を盛んに開き、日税連の法改正作業の現状を報告すると共に、その路線を一般会員に認知させよう」と一生懸命様子が伺える。

日税連執行部は「法改正作業に積極的に取り組み、事態が進展していくなどという事実についても、

於いて、試験科目の免除に関する話し合いが行なわれ、特別試験係止と引き換えに、国税職員についてその従事時間が二〇と二五年に達した者について全科目的試験免除が話題に上っている点である。この点については「基本要綱」、「改正要綱書」の何処を探しても見出しえない項目である。分科会レベルでこの様な交渉が持たれることは自体、正に越権行為そのものである。

長、四元専務理事、春好法対委員長共  
員長)と全青税との懇談会を開催  
したが、その席上、我々の質問に  
対し、織本副会長は、「税理士法  
改正はあくまでも、基本要綱、改  
正要望書を中心とした路線で進め  
るべきであり、今後の接渉を踏ま  
えて、基本要綱の具体化、細目化  
こそあるべきである。」と断言し、  
変更はあり得ない。」と断言し、  
四元専務理事「春好法対委員長共

「特試廃止」一般試験本化を目指す限り、試験科目の免除規定がないければ政府提案は不可能（「四元專務」とか「六稅務行政を阻害するような形での改正運動は不可」と、木山本会長）と言わざる意見が同時に出て来たのである。その結果、分科会レベルの交渉が単純相手の腹を探り、資料の集収作業

要するほどの改正され制度の中味こそが重要なのであって、安物堺側のスピードのようにあるであれもあるじこれがあるといふだけでは事態の改善に資するものとはならないことを銘記すべきである。なぜ本法の様な税理士法確立するに無意味である。余後の改正運動が改悪運動ならぬよう折れ曲がり、事態の進展を見つめて行き度い。

# 税理士法改正に関する「基本要綱」(1)

昭和四十七年六月 日本税理士会連合会

## Ⅱ 目 次 Ⅱ

### 改正の「基本的考え方」

#### 一、使命の明確化

#### 二、資質の確保、向上

#### 三、自主権の確立

#### 四、業務の拡大と整備

#### 五、権利義務の拡充と整備

#### 六、税理士業務の制限の徹底

#### 第九 税理士業務の制限等

#### 第五 税理士の資格

#### 第六 税理士の登録制度

#### 第七 税理士の権利および義務

#### 第八 税理士の懲戒と税理士会の自主性

#### 第三 税理士の業務

#### 第四 税理士の倫理

#### 第二 税理士の倫理

## 改正の「基本的考え方」

れるべきものとされている。

税理士は、租税に関する職業専門家であり、納税者の代理人として

税法律主義、または、「代表なけれ

ば課税なし」の原則確立のため

の経緯が、近代憲法成立史の主要

テーマをなしており、納税義務(

憲法第30条)は租税法律主義(憲法第84条)の権の反面として理解さ

れていたが、その権利を擁護すべきものと認められ

る。

したがって、現行税理士法の「

税理士の職責」についての第一条

の規定を基本的に改め、「税理士は

租税に関する国民の権利を擁護し

ることを「税理士の使命」として宣言的に規定して、税理士制度の本質を明確にすることが強く要請される。

なお、税理士はもともと受任者として委任の主旨にしたがって善良なる管理者の注意をもつて、委任事務を処理すべきであるが、そこに、さらに誠実さが加えられることが要請され、職務上一般人以上の高度の道義に律されるべきは当然である。

また、租税は近代国家にとって不可決なものであるので、税理士は、租税制度の維持ならびにその進歩改善に努力しなければならないことをも当然である。

したがって、これらのこととも税理士の使命に加えて規定されたべきものとされている。

そこで、各項の討議にさいして

とられた「基本的考え方」は次の

とおりであり、それらのすべての

根源は、「税理士の使命」に求

められるのであるが、そもそも税

理士制度は国民のためにある以

上、本要綱の作成にあたっては「國

民のための税理士制度の確立」と

いう理念がその底に一貫して流れ

ていることを忘れてはならない。

また、税理士制度を医師、弁護士等の制度に比較すると、その歴史が浅いためか、業務、資格等についての純粹、独立性ともいいうべき点で、後進的性格を残している。

この現状を打破して、税理士制度の本質およびその機能が社会的に高く評価され、眞の自由職業として他の職業に侵犯されないことを確立し、この固有の職業分野を確立し、この制度の社会的地位が向上することを強く期待して作業が進められたことを銘記すべきである。

きものである。

## 二、資質の確保、向上

そして、このような本質的性格を有する税理士制度に脱皮するた

めに、「税理士の使命感」を新し

い理念として、税理士法の各項にわたって検討を加え、改正を要する事項と、その理由とを明らかにした。

なお、各項の討議にさいしてとられた「基本的考え方」は次のとおりであり、それらのすべての根源は、「税理士の使命」に求められるのであるが、そもそも税理士制度は国民のためにある以上、本要綱の作成にあたっては「國民のための税理士制度の確立」という理念がその底に一貫して流れていることを忘れてはならない。

また、税理士制度を医師、弁護士等の制度に比較すると、その歴史が浅いためか、業務、資格等についての純粹、独立性ともいいうべき点で、後進的性格を残している。

この現状を打破して、税理士制度の本質およびその機能が社会的に高く評価され、眞の自由職業として他の職業に侵犯されないことを確立し、この固有の職業分野を確立し、この制度の社会的地位が向上することを強く期待して作業が進められたことを銘記すべきである。

税理士の使命は崇高で、その業務は国民の権利、義務に直接関連があるため、その資質の確保、向上をはかる改正がなされるべきである。税理士の資質の向上については、知識、技能と人格、品性の両面にわたって検討されるべきものである。

### (1) 税理士試験等資格取得制度の根本的改正

自由職業といわれる弁護士等の資格取得制度は、高度の試験によることが原則であり、無試験で資格を取得できる特權のある者を、

最高裁判所判事、大学教授等を除いて小範囲のものに限定し、その他は、機会均等の意味からもひろく門戸を開放する一方、あわせて上記の原則を貫いている。

しかるに、現行税理士法は、試験制度を採用してはいるが、弁護士等の試験に比較すると、安易に過ぎるとの批判を免れないとともに、無試験で資格を付与される者等特權ある者が広範囲にわたっている。

また、昭和31年に5年間を限度暫定的に設けられた特別試験が未だに廃止されないで存続して

税理士がその使命を完遂し、社会的機能を十分に果すためには、一般教養のほかに高度の税法および会計に関する専門的知識を有すべきことは当然である。

それゆえに、試験制度、資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとすることを理想として検討を加えてきたのであるが、特別試験制度の存在が、大きな障害となつて、理想的制度への前進を不可能ならしめた。

特別試験は、税理士制度の本質に背馳する多くの重大な欠陥と矛盾を内蔵しており、このまま存続するときは、税理士制度を崩壊に導くことは必定である。

理想的試験制度、資格取得制度への飛躍前進のために、特別試験は一日も早く廃止される必要があり、今回の税理士法の改正にさることで、他の一切の事項に優先するといつても過言ではない。

(2) 税理士倫理の確立  
税理士として、高度の使命を果し、その職責を遂行するためには深い教養を保持するとともに高い品性の陶冶に努めなければならぬことは当然である。

税理士会が懲戒権を取得し、自らの責務を有することもまた当然である。税理士会が懲戒権を取得し、白主性を確立することとあわせて、

税理士倫理の確立が期待されるゆえんである。

よって、ここに、あらたに税理士の倫理規定を導入し、精神的な規定をもってその旨を明確にするとともに、紀律規定の整備を図ることが必要である。また、税理士

でない者の税理士業務の制限に関する税理士の倫理の問題として、「税理士は、税理士でない者に雇用されて、その者の業務の一環として税理士事務を行うこと、ならびに税理士でない者の提携を禁止する」とこととするとともに、公務員であった者が離職後税理士業務を行なうにあたっては、在職中の地位を利用した不当行為のないよう、その制限を強化すべきである。

### 三、自主権の確立

税理士の使命は、国民の租税に関する権利の擁護と義務の履行をはかることを目的としている。

また、公務員は、日本国憲法において、「この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」(第99条)こ

したがって、税理士と税務当局とは同じ使命と責任を有することとなるが、立場の相違から、税法の解釈適用あるいは事実の認定に関連して、対立関係に立つ場合のあることは避けられないことである。

このような場合に、納税者の代理人である税理士は、納税者の権利を擁護するために税務官公署と対等の立場に立つ自由職業人として、権力的な拘束をうけることなしに、自由闊達に、その主張を述べ、折衝にあたるべきことも当然で、このような立場がつねに税理士に保障されなければならない。

しかるに、現行税理士法では、税理士の懲戒権および税理士業務の適正な運営を確保するための質問検査権が国税庁長官にあり、また、税理士会および日本税理士連合会の会則等に関する監督、ならびに、その他一般的監督権は大臣が保有するなど、税理士お

自由職業人であつて、公共の福祉に反しない限り、監督官を持たないことが当然とされるべきである。

弁護士の場合は、新憲法施行後に懲戒監督について自主性を持つに至っている。

したがって、税理士法も弁護士

法の先例にならひ、会則その他一般的監督権および懲戒権ならびに税理士業務に関する質問、検査権等は、税理士会および日本税理士会連合会の自主性に委ね、その手続および救済規定を整備する必要がある。

また、税理士は、納税者の権利を擁護すべき使命を有するのであるから、事案関与の最初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機関においては税理士が訴訟代理人としに、その実態にあわせて会計業務を行なう途をひらくべきものと認められる。

なお、懲戒処分の効力の発生時期は、判決の確定したときであることを明確にするとともに、懲戒処分の手続きに付された税理士は、その手続きが結了するまで登録抹消の請求ができるよう規定を整えるべきである。

また、税理士の登録については登録即入会の制度に改めるとともに、登録の進達および取消についての規定を整備すべきである。

### 四、業務の拡大と整備

#### 五、権利義務の拡充と整備

税理士がその使命を全うするためには、税理士業務を拡大するともに合理的に整備する必要がある。

税理士がその使命を全うするためには、税理士業務を拡大するともに合理的に整備する必要がある。

税理士が、その使命および職責を果すためには高い資質が要請されるとともに、税務官公署の監督から離脱すべきことはすでに述べたとおりであるが、なお税理士の権利義務についても拡充・整備される必要がある。

現行税理士法は、義務のみ多くして権利なきもの、といわれている。

このことは、調査の事前通知や計算し、整理した書面を提出した場合における意見の聴取などの規定はあるが、その措置の有無は行政処分の効力に影響がない、とされている点からもうかがえる。

弁護士は、刑事訴訟法において弁護人として、被告人の正当な利益を保護するために包括的な代理権を有するほかに、固有権を有するものとされている。

したがって、税理士の場合も、規定の整備を行なって、調査の事前通知および意見の聴取を税理士の権利とし、その措置の有無が行政処分の効力に影響をおよぼすことを明確に規定するとともに、税理士は、そう与する事案について、税務官公署に対し、書類の閲覧、贈写および撮影の請求をする権利を有するものとすべきである。

また、義務に関する規定のうち帳簿作成の義務、報酬の制限等については税理士会の自主性に委ねるほか、税理士の事務所の名称を統一し、この数は一ヶ所に限定すべきである。

## 六、税理士業務の制限

### 徹底

税理士業務を、いわゆる独占業務として、税理士でない者がこの業務を行なってはならないとした理由は、これらが国民の権利義務に重大な影響があり、きわめて高い公共性が要請されるとともに、

税法の内容が複雑多岐にわたってるために、高度の専門的知識を有する者でなければ正確適正にこれを受けたときに、とくに財産権にかかるものであるためこれを扱う者の人格、品性の陶冶が要請されることによる。ところが、一方では非税理士行為や類似行為があとを絶たず、そのため、国民の正当な権利が不当に侵害されている事例が多く見受けられる。

したがって、専門的知識と人格品性についてなんらの保証が得られないことによりて、税理士の使命とするべき立場」の表現と、

れないので非税理士による税理士業務の制限が一層厳格に要請されなければならない。

そこで、現行税理士法の業務制限に関する規定を明確にし、非税理士が税理士業務の周旋をすることなども、税理士業務の制限違反に該当する旨を明確にする必要がある。

このことについては、税理士の側からも非税理士との提携等についての禁止規定を設けるべきことについて、税理士の倫理の項で述べたとおりである。

なお、臨時の税務書類作成等の資格付与制度は、税理士業務を独立業務とした税理士法の趣旨に反するので廃止されるのが当然である。

また、いわゆる通知弁護士・

通知公認会計士制度も、税理士制度の統一的な運用のために廃止すべきである。

## 第一 税理士の使命

「標題」を税理士の使命としつぎのように改める。

使命とする。

(1) 税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを

(2) 税理士は、前項の使命にてもづき、誠実にその職務を行ない、納税者の信頼にこたえるとともに、租税制度の改善に努力すべきことを明確に規定する。

(理由) この規定は、「税理士の使命」にかかる、高度な社会公共的職務を果すためと、自主権を護り、自主性を高めて、税理士の倫理の実現に努め、税理士業務に關連する法令と実務に精通しなければならない。

ければならない。

(理由) 現行税理士法は「中正な立場」という曖昧な表現と、

大蔵省・国税庁の税理士会および税理士に対する直接の監督権

とがあいまって、税理士制度をたんに税務行政の補助機関としてとらえているきらいがある。

近代国家では、国民と国家は平等の法主体であり、ともに法の支配をうけ、租税を国民の発意ある立法事項とするにあたり、権利義務関係、すなわち法律関係としている。

あらたに税理士の倫理規定を明確にし、つきのように規定する。税理士は、その使命にかんがみ、つねに深い教養の保持と、高い品性の陶冶に努め、税理士業務に關連する法令と実務に精通しなければならない。

## 第二 税理士の倫理

税理士がいかにあるべきかを定める精神的规定である。

※ 第三 税理士の業務以下は、次号より順に掲載いたします。



は、納税者の代理人として税理士制度を生み出し、税理士をして、納税者の良き代理人としての職業専門家を期待している。したがって、税理士は、租税法律主義にもとづき、納税者の権利を護り、適正な納税義務の実現を図ることを使命として明確に規定するとともに、誠実にその職務を行ない、租税正義の実現のために、租税制度の改善に努力すべきことを明定することは、税理士制度に対する社会的要請に応えるゆえんである。

論壇

## 国税審判所に苦言

与田光雄（福岡）

たった一つしか持たない家を売ったのに、百五十万もの大きな税金がかかるなんて……」

「よし、×××税務署の中庭で首を吊って、怨み殺してやる」私の友人は狂氣の様に悲痛な叫びをくり返していた。

不動産売買業者が不景気で思わずなく、柳川の持家を売つて久留米に家を建てた。税金というものは柳川の家を売つた際の譲渡所得税である。

ここで所得税の申告から審査請

求まで、この事件を委任された税理士として、国税審判官にいささか苦言を提したい。

実は私も過去十数年前何回か納税者のために協議団（国税審判所の前身）に審査を請求したが殆んど全部私の主張通りになつた。その頃の良心的な審判に対しても、協議団なるものに高い評価を与えていた。併しその後次第に税務署や国税局の御用団体と化し、納税者側からは「同じ穴のむじな」と有難くない批判を受け、昔の同僚

売つて税金を納めるのは理の当然でこのことは三才の童子と雖も判る理窟である。

一つの家しか持たないのを元つて何故に特別控除（一、七〇〇万円）が出来ないのか。

からは「ウバ捨て山」と陰口を言われて全く蔭が薄くなり、現在の様な国税審判所と名前が変った。

名前は変つたけれども第一身分的に完全な独立を得なければ、真に良心的な審判は出来ない。従つて国税審判所なるものは、制度的な本質から考えて、国費の無駄であると思つているが、この考えに違わず、去る九月十四日、通達がどうの、規則がこうなつてあるとか長ららしい理由を附して棄却してきた。

税法や措置法には、はつきりと民主主義的な規定がされているにも拘らず、議会の洗礼を受けない条令や通達には、色々な制限や骨抜き又はカラクリ等が網の様に張りめぐられて独裁的な行政がまかり通つてゐるのは、専門家は周知の事実であります。

大企業優遇税制の裏面には、中零細業者には、實にか酷な税金が押へつけています。

原稿〆切・毎月二十日  
原稿送付先・連盟本部事務局、  
または石井吉夫（東京都練馬区  
中村北四一二一九）まで。

広報部

### ■ 原稿募集 ■

会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

## ▶ 全国の先生方にご利用いただき、ご好評です ◀

中小企業の経営・法律・節税対策のため  
の記事を中心に編集しております。

### 先生の事務所のニュース

## 月刊『税経月報』をご利用ください

■料金（1年払）	20部 26,400円	60部 44,400円	100部 57,600円
	30部 30,000円	70部 46,800円	
	40部 33,600円	80部 50,400円	○半年払の制度
	50部 39,600円	90部 54,000円	もあります。

◇ご一報ください——見本ご送付致します。

一九七六年一〇月二三日

## クレッカー先生招へい実行委員会

委員長 久保田秀雄

全国婦人税理士連盟

会員諸兄姉

会員諸兄姉にはお元気で業務に精励をされ  
ていることと存じます。さて、たいへん遅くなりましたが、ライン  
ホルト・クレッカー先生招へい実行委員会の  
収支報告を申しあげます。

この企画は私共はじめての試みではあります  
したが、税理士法改正の重要柱の一つである  
「自主権と自主性」につきまして大きな成果  
をあげることが出来たと確信しております。  
それもひとえに全国各地の諸兄姉からの物  
心両面に亘る絶大な御援助があつたからこそ  
であります。クレッカー先生からもくれぐ  
れも皆さまに謝意を伝えてくれるよう申しう  
けております。この収支報告に現われていな  
い多くの支出を頂だいしておられますことを感  
謝の意をこめて御報告いたします。

現在『ラインホルト・クレッカー講演録』  
(紫紺色96頁)が完成いたしました。

当委員会の剰余金二二万円程は全額この出  
版諸経費のため使用させていただきますこと  
も併せて御了承賜りたいと存じます。  
この本は私共税理士業務の将来にとって必  
らずや灯をともしてくれるものと信じます。  
一冊五〇〇円(送料別)でございますが、青  
税連事務局(〇三一三五四一四一六二)にて  
購読申込みを受け賜っております。よろしく  
御願い申上げます。

昭和51年10月18日

全国青年税理士連盟殿  
全国婦人税理士連盟殿クレッカー招聘実行委員会  
委員長 久保田秀雄

下記のとおり収支決算が確定いたしましたので報告いたします。

クレッcker先生招聘実行委員会収支明細書自 昭和51年5月19日  
至 昭和51年10月15日

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	内 訳	科 目	内 訳
第三次視察団よりカンパ	1,738,930	旅 費(招聘分)	
単位会講演として		大 石 氏	498,722
婦税より	60,000	クレッcker先生	890,709
大阪合同税理士会	300,000	滞 在 費	1,389,431
東京地方	200,000	ホテルオークラ・ミヤコホテル	1,382,519
名古屋	200,000	キャッスルホテル他食事代	
東 京	300,000	大石氏通訳日当	300,000
一般カンパ(全青税)	720,080	クレッcker先生滞在日当	200,000
〃 (婦税連)	112,000	チラシ印刷費	
浜松・神奈川本壳却及びカンパ	78,000	株共進支払	191,000
N P 通信社より	300,000	交 通 費	
		国 内 移 動	128,040
		印 刷 通 信 費	49,770
		アルバム写真代	35,755
		V I P ルーム使用料	35,200
		名刺代(クレッcker先生)	6,000
		花束・センス・幕等雑費	70,000
		剰余金(クレッcker先生講演録へ引継)	221,295
合 計	4,009,010	合 計	4,009,010